

# 春日五条川さくらまつり

**と き** 4月5日(土) 午前9時30分～午後3時30分  
〔雨天予備日〕4月6日(日)

**と ころ** はるひ夢の森公園

**内 容** ・ステージイベント、キッズダンスコンテスト  
(市産業課・市観光協会主催)  
・模擬店、抽選会(市商工会主催)



## <まつり会場周辺の車両通行止め規制について>

**と き** 4月5日(土) 午前9時～午後3時30分 〔予備日〕4月6日(日)の同時刻  
※詳細は広報清須3月号に同封の折り込みチラシをご覧ください。

■**問合せ** 市産業課・市観光協会(本庁舎) 電話052-400-2911(代表)  
市商工会 電話052-400-3008

# 2014春 清須ウオーク 開催

桜とチューリップを楽しみながら、清須のまちを歩く「2014春 清須ウオーク」を開催します。

今回は、愛知県清洲貝殻山貝塚資料館と清洲城を經由して、はるひ夢の森公園へ向かうコースです。清須市の豊かな歴史と自然を感じながら、楽しいひとときをお過ごしください。



<b>と き</b>	4月5日(土) 午前9時30分受付開始 ※少雨決行 〔受付は午前10時30分まで 受付後順次スタート〕 〔午後2時までにゴールしてください。〕	
<b>コ ー ス</b>	①9kmコース <みずとぴあ庄内→貝殻山貝塚資料館→清洲城→はるひ夢の森公園> ②7kmコース <清須市役所本庁舎(新川体育館)→貝殻山貝塚資料館→清洲城→はるひ夢の森公園> ③6kmコース <名鉄新清洲駅→貝殻山貝塚資料館→清洲城→はるひ夢の森公園>	
<b>受付場所</b>	①みずとぴあ庄内 ②新川体育館 ③名鉄新清洲駅	
<b>対 象</b>	健康な方(小学生以下は保護者同伴)	
<b>参加費</b>	無料 ※参加を希望する方は、事前にお申込みください。	
<b>申込方法</b>	はがき又はファックスで、参加者全員の氏名(フリガナ)・年齢・性別・参加コースと代表者の氏名・郵便番号・住所・電話番号を記入のうえ、次のあて先までお申込みください。	<b>はがきの記入例</b> 
	<b>は が き</b> 〒452-8569 清須市役所 スポーツ課内 「清須ウオーク」募集係 <b>ファックス</b> 052-409-7765	
<b>申込締切</b>	3月22日(土)必着	
<b>問 合 せ</b>	スポーツ課(新川体育館)	



## 3月29日から市コミュニティバス「きよす あしがるバス」のルート・ダイヤを改正します

■問合せ 企画政策課(本庁舎)

より多くの市民の皆さんに手軽な交通手段としてご利用いただくため、3月29日(土)から「きよす あしがるバス」のルート・ダイヤ改正を行います。

今回のルート・ダイヤ改正にあわせて、オレンジルートとグリーンルートに新型車両を導入します。これにより、全ルートで車いすの方がご乗車いただけます。

### 【今回の主な改正】

- 都市計画道路枇杷島小田井線JRアンダーパス開通に伴い、ルートを改正します。
- 「芳野公園北」・「東町公民館」バス停を新設します。
- 「枇杷島駅西口」・「宮前公園」バス停を廃止します。

	主な経路
オレンジルート	主にJRの北側の区域を運行
グリーンルート	主にJRの南側の区域を運行
サクラルート	主に市の中央の区域と図書館の間を運行
運行系統	オレンジルート・グリーンルート・サクラルートの3路線 (各1車両による折り返し運行)
運行日数	毎日運行 ただし、年末年始(12/29~1/3)は運休
運行便数	オレンジルート 3往復/日 グリーンルート・サクラルート 5往復/日
所要時間	オレンジルート 約65分 グリーンルート 約55分 サクラルート 約45分
利用料金	1乗車100円(ただし、未就学児は無料) 市役所本庁舎、ヨシツヤ清洲店で他のルートへ乗り継ぐ場合は、無料の乗継券(1乗車につき1回・当日限り有効)を発行します。
乗車定員	オレンジルート・グリーンルート 8人(座席8) サクラルート 28人(座席10+立席18)

※時刻表・全体ルート図は、3月中旬からバス車内及び主な公共施設にて配架します。また、広報清須4月号にも折り込みますので、そちらもご覧ください。

### 統計調査員として活動できる方を募集します



平成26年度は、「経済センサス基礎調査・商業統計調査」が行われます。これを受け、市では「統計調査員」として活動できる方を募集します。活動期間は、6月頃の説明会への出席から7月頃の調査票提出までの約2か月間のうち20日前後となります。

**報酬** 国、県の基準により調査終了後に支払われます。

なお市では、国や県が実施する各種統計調査に調査員として協力していただく「統計登録調査員」も募集しています。登録資格は次のとおりです。

#### 登録資格

- ・市内にお住まい又は市内での活動が可能な満20~70歳で、平日に調査活動や説明会・研修会等に参加できる方
- ・調査で知り得たことなどの秘密を保持できる方
- ・選挙関係者及び徴税・警察に直接関係のない方

**応募・問合せ** 企画政策課(本庁舎)

## 市役所本庁舎周辺の公共施設廃止等のお知らせ

公共施設再編のため、市役所本庁舎周辺の公共施設について、次のとおり廃止・解体等を行います。

名 称	利用可能期間	解体開始
新川体育館、新川ふれあいセンター	平成26年8月末まで	平成26年10月から
新川学校給食センター	平成26年7月中旬まで	

- ※1 新川体育館の貸館業務は、平成26年8月末までとなりますが、スポーツ課の業務は9月末まで現在の場所で行い、10月から新川ふれあい防災センター1階に移ります。
- ※2 新川児童館は、平成28年度からの開館を目指し、現駐車場跡地(新川小学校側)に新設移転します。
- ※3 新川体育館東側で行っている資源ステーション(毎週金曜日)につきましては、平成26年8月から新川ふれあい防災センター西側で行います。

■問合せ 企画政策課(本庁舎)

## 応援してください「元気な清須！」

## 「ふるさと納税」は、ふるさとへの「寄附金」です!!



ふるさと納税制度は、「ふるさとを大切にしたい」、「ふるさとの発展に貢献したい」という気持ちを形にしようとするもので、応援したいと思う自治体へ寄附を行った場合に、住民税や所得税から一定の控除が受けられる制度です。

### ◆市がさらに元気になるように応援を

清須市は、名古屋都心に近接し、交通利便性が高いという強みを活かした“まちづくり”を進めています。

市の“まちづくり”を、市民の皆様、そして市に縁のある皆様が、「ふるさと納税」という形で応援して下さるようお願いいたします。

### ◆ふるさと納税(寄附金)の活用先

清須市第1次総合計画に示された7つの“まちづくり”の各分野の事業に、活用させていただきます。

なお、具体的な活用をご希望される場合は、お申し出ください。

### ◆申 込

「清須市へのふるさと納税(寄附金)申込書」により、お申込みください。

### ◆所得税・市県民税の軽減

2,000円を超える寄附をした際に確定申告をしていただくと、寄附金のうち2,000円を超える部分について、個人住民税所得割の概ね1割を上限に、原則所得税と合わせて市県民税が控除されます。

■問合せ 企画政策課(本庁舎)

## 平成25年分の所得税及び復興特別所得税の 申告と納税は 3月17日(月) まで

所得税及び復興特別所得税の確定申告と納税は、早めにお済ませください。  
詳しくは、広報清須2月号折り込み「**確定申告のご案内**」(薄緑色)をご覧ください。  
確定申告書の控えに受付印が必要な方は、税務署(ウインクあいち)に申告書を提出してください。

**ところ** 愛知県産業労働センター『ウインクあいち』6階(名古屋市中村区名駅四丁目4番38号)  
**相談時間** 午前9時15分～午後5時  
※土・日曜日はお休みですが、3月2日(日)に限り確定申告の相談・申告書の受付を行います。

### 『市民税・県民税の申告会場でも簡易な確定申告を受け付けます』

簡易な確定申告とは、給与所得、年金所得、その他雑所得、配当所得(総合)及び一時所得のうち、確定申告書Aで申告する方です。

**ところ** 清須市役所本庁舎 3階大会議室  
**相談時間** 午前8時30分～正午・午後1時～4時 ※土曜日・日曜日はお休みです。

■問合せ 税務課(本庁舎)

## 軽自動車税・自動車税の手続きをお忘れなく!

### ◆軽自動車等の手続きをお忘れなく(清須市からのお知らせ)

軽自動車税は4月1日現在、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車(軽二輪を含む。)、二輪の小型自動車、ミニカーを**所有している人又はその使用者に課税**されます。

軽自動車等を年の途中で登録した場合の**月割りによる課税**や廃車した場合の**月割りによる還付はありません**。

所有している軽自動車等(尾張小牧の標識の車両)を売却(下取りに出すなど)、廃車又は住所を変更したときには、必ず軽自動車検査協会等で車検証等の変更手続きを行ってください。

原動機付自転車等(清須市(旧町を含む。))の標識)については市役所で手続きを行ってください。なお、**修理等使用しないという理由のために一時的に廃車することはできません**。

廃車等の手続きを行わない場合、いつまでも軽自動車税が課税されます。これらの手続きを業者などに依頼された方は、車検証等の変更登録等が、3月末までに行われているか確認をしてください。

例年3月下旬は、軽自動車協会等の窓口が大変混雑します。手続きが必要な方は、できるだけ早めをお願いします。



■問合せ 税務課(本庁舎)

### ◆自動車の廃車・譲渡などの手続きをお忘れなく(愛知県からのお知らせ)

自動車税は、毎年4月1日午前0時現在の所有者(売主が所有権を留保している自動車については、買主である使用者)に課税されます。

所有している自動車を売却(下取りに出すなど)したり、廃車したりしたとき又は住所を変更したときには、必ず運輸支局で車検証の変更手続きを行ってください。

また、住所を変更したときは、「自動車税住所変更届」を県税事務所へ提出してください。

この手続きを行わない場合、いつまでも自動車税が課税されたり、納税通知書や還付通知書が届かなかったりする原因となります。



なお、これらの手続きを自動車販売業者などに依頼された方は、車検証の変更登録が3月末までに行われているか確認してください。

例年3月下旬は、運輸支局の窓口が大変混雑しますので、手続きはできるだけ早めに済ませましょう。

#### ■問合せ

〒451-8555 名古屋市西區城西一丁目9番2号  
愛知県名古屋北部県税事務所自動車税グループ  
電話 052-531-6305(ダイヤルイン)



## 後期高齢者福祉医療費の助成

後期高齢者医療に加入している方で、次の条件に該当する場合、医療費の自己負担金を全額助成しています。

該当する方は、申請をしていただき、「後期高齢者福祉医療費受給者証」の交付を受けてください。

### 身体的、環境的に恵まれない高齢者

**ア 寝たきり・認知症老人(市民税非課税世帯の方)**

介護保険法の要介護認定を受け、要介護度4又は5と認定された方であつて、生活介護を受けている期間が3月以上継続している方

**イ ひとり暮らし老人(市民税非課税の方)**

・世帯を単独で構成している方  
・単身で生活を営んでおり、同一敷地若しくは隣地に親族がいない方

### 申請に必要なもの

- ・印鑑
  - ・後期高齢者医療被保険者証
  - ・介護保険被保険者証
- 申請窓口**

保険年金課(本庁舎)、西枇杷島支所、清洲支所又は春日支所

**問合せ** 保険年金課(本庁舎)

## 国民健康保険の喪失手続きはお済みですか？

職場の健康保険に加入したときなどで、国民健康保険を喪失(やめる)する手続きは、自動的にに行われません。ご自身で喪失する手続きが必要となりますので、ご注意ください。

なお、手続きがお済みでない場合は納税通知書が届きます。口座振替をされている方は、自動的に引き落としが継続してしまいます。

また、お支払いをされていない方は、滞納されていると判断され、督促が届いたり、差し押さえの対象となる場合がありますので、ご注意ください。

※異動のあつた日から14日以内に必ず届出をしてください。

### 【手続きができる方】

・本人又は同一世帯の家族(住民票が一緒の方に限ります。)  
・代理人(委任状と代理の方の本人確認ができるものをお持ちください。)

### 【手続きをする場所】

保険年金課(本庁舎)、西枇杷島支所、清洲支所又は春日支所

### 【手続きに必要なもの】

新しく加入した健康保険証(名前が記載されたもの)又は健康保険取得証明書、国民健康保険証、

### 印鑑

※国民健康保険の資格喪失(予定)後、国民健康保険証で医療機関において診察された場合、医療費の返還請求の対象となりますのでご注意ください。

※窓口にお越しになるのが困難な場合、喪失手続きについては郵送でもお取り扱っています。詳しくは、市ホームページの「申請書ダウンロード」をご覧ください。

**問合せ** 保険年金課(本庁舎)

### 国民年金後納制度で

### 将来の年金額を増やせます

後納制度は、過去10年間に納め忘れた保険料を納付することにより、将来の年金額を増やすことができます。

また、年金を受給できなかった方は、後納制度を利用することで年金が受けられる場合があります。

過去10年以内に納め忘れた保険料がある方は、ぜひ後納制度をご利用ください。

なお、後納制度が利用できる期限は、平成27年9月30日までとなっています。お早めに申込みください。

### 後納保険料の納付書の

### 「使用期限」にご注意ください

すでに後納制度を申し込まれた方で、平成16年4月以降分の後納保

険料の納付がお済みでない方は、納付書に記載された使用期限(平成26年3月31日)までに納付をお願いします。

なお、使用期限までに納付できなかった方が、平成26年4月以降に納付を希望される場合は、新たな加算額による納付書を発行しますので、「国民年金保険料専用ダイヤル」又はお近くの年金事務所にご連絡ください。

**【ご注意】**平成16年3月以前の後納保険料は10年を超えるため、平成26年4月以降は納付できません。

後納制度の申込・納付書の再発行のお問合せは

国民年金保険料専用ダイヤル  
(ナビダイヤル)

0570・011・0500

※050から始まる電話でおかけになる場合は

03・6731・2015

### 〈受付時間〉

月曜日

午前8時30分～午後7時

火～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

第2土曜日

午前9時30分～午後4時

※お問合せの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。


## プラスチック製容器包装分別収集にご協力ください ■問合せ 生活環境課(本庁舎)

市内で排出されるプラスチック製容器包装の中に、約40%の異質物(可燃ごみや不燃ごみなど)が混入しており、容器包装のリサイクル活動に支障をきたしています。  
プラスチック製容器包装の対象となるものには、基本的にはプラマークが表示されています。

### 容器包装とは…

商品を入れたもの(容器)や包んだもの(包装)で、商品が消費されたり、分離されたりした場合に不要となるものです。

### 出し方と注意点

- ・  このマークのある品目が対象となります。
- ・ 汚れているものは軽く洗うか、古布などでふいてください。汚れがひどい場合は、可燃ごみで出して下さい。
- ・ チューブなどは中身を完全に使い切り、洗ってから出してください。
- ・ ペットボトル及びペットボトルキャップは、資源となりますので資源の日に出してください。
- ・ 二重袋(レジ袋などに入れてから指定袋に入れること)にしないでください。

### 具体例



トレイ



レジ袋



カップめんの容器



お菓子の包装



豆腐パック



シャンプー容器



シャンプーの詰め替え用容器



洗剤容器



緩衝材

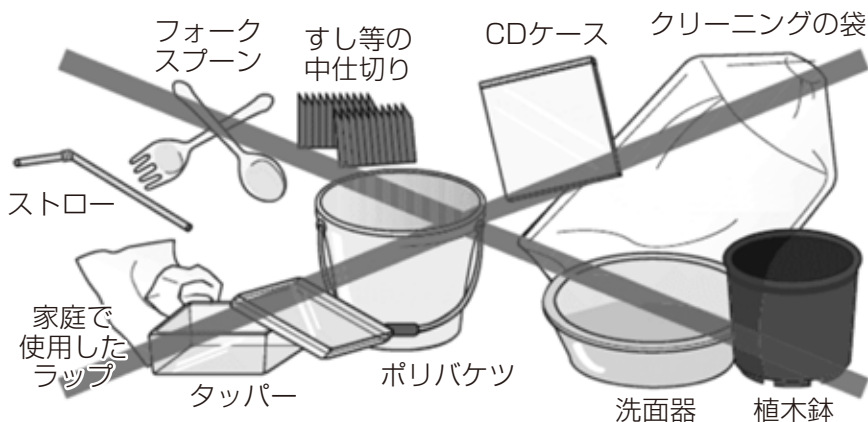


レトルトパック

### 【プラスチック製容器包装に該当しないもの】

#### 具体例

家庭で使ったラップ／スプーン・フォーク／ストロー／すし等の中仕切り／CDケース／ハンガー／ポリバケツ／タッパー／クリーニングの袋／植木鉢／洗面器など、これらは**可燃ごみ**で出してください。また、時計、ドライヤー、アイロン、傘、蛍光灯などは、**不燃ごみ**で出してください。



※詳しくは、「資源とごみのガイドブック」でご確認ください。

平成26年度  
健康応援!

# OTOKUDA 信長クーポン

## 協賛店募集のお知らせ



店頭シール(見本)

市国民健康保険では、平成26年度「特定健診実施率アップ作戦」として、クーポン事業を企画実施します。

この事業は、市民の健康づくりを推進するため、市内等に店舗をお持ちの皆様へ「特典」の協賛をいただき、「クーポン券」を発行。国民健康保険加入者の方が、特定健診を受診された時に「クーポン券」をプレゼントし、協賛店の集客・特定健診受診率の各々のアップを図るものです。

今回で3年目となりますが、例年は約100店舗からの協賛があり、受診率向上に貢献していただきました。

これらの趣旨に何卒ご賛同を賜り、新年度のお申込みをいただきますようご協力をお願いします。

**内 容** 「健康応援！OTOKUDA信長クーポン事業」は、市内等のお店から協賛いただきました「特典」と「PR・広告」を、クーポン協賛店一覧等に掲載し啓発させていただきます。なお、クーポン券の作成、配布及び市ホームページへの掲載について、広告料等の費用は発生しません。  
(事業期間 5月1日から翌年5月末日まで)

**配布対象者** 国民健康保険及び後期高齢者医療加入者(約2万人)

**申請書の取得方法** ・市ホームページから申請書をダウンロードする。  
・保険年金課(本庁舎)、西枇杷島支所、清洲支所又は春日支所の窓口で申請書を受け取る。

**申込方法** ・保険年金課へ郵送する。  
・保険年金課、西枇杷島支所、清洲支所又は春日支所の窓口で申し込む。  
・保険年金課へ必要事項(※)を記載したメールを送る。  
メールアドレス：hokennenkin@city.kiyosu.lg.jp  
※事業所名、申込者、所在地、電話番号、特典内容(30文字以内)、PR内容(30文字以内)

**提出期限** 4月15日(火)必着

**問 合 せ** 保険年金課(本庁舎)

## 微小粒子状物質(PM2.5)に関するお知らせ

冬季から春季にかけては、PM2.5の濃度が高まる可能性がありますので、愛知県から注意喚起情報が発令された際には、次の注意事項にご留意ください。

○県内3区域(尾張、東三河、西三河)ごとに発令されます。

○日平均値が70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (マイクログラム毎立方メートル)を超過すると予測される場合に発令されます。

### 注意喚起情報 発令時の 注意事項

- 不要不急の外出は控えましょう。
  - 屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らしましょう。
  - 窓の開閉を減らしましょう。
  - 外出する場合は、マスクを着用しましょう。
- ※呼吸器系や循環器系に疾患のある方、小さなお子さんや高齢者の方は、体調に応じて、より慎重に行動するよう心がけてください。



## 平成26年3月14日から「ゾーン30」が実施されます

■問合せ 西枇杷島警察署交通課 電話052-501-0110

### ゾーン30とは・・・

歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域(ゾーン)を定めて時速30キロの速度規制を実施する生活道路対策です。ゾーン内における速度抑制や、抜け道として通行する行為等の抑制を図ります。

### 【市内のゾーン30指定区域】





## 3月議会定例会の日程のお知らせ

本会議・委員会はお気軽に傍聴できます。詳しくは、議事調査課（本庁舎）までお尋ねください。

開会日	会議等
3日(月)	本会議(行政報告・質疑、施政方針、議案提案・説明)
5日(水)	本会議(一般質問)
7日(金)	本会議(一般質問)
11日(火)	本会議(施政方針質疑、議案質疑)
12日(水)	文教常任委員会
13日(木)	文教常任委員会
14日(金)	総務常任委員会
17日(月)	総務常任委員会
18日(火)	福祉常任委員会
19日(水)	福祉常任委員会
20日(木)	建設常任委員会
24日(月)	建設常任委員会
26日(水)	本会議(委員長報告・討論・採決)

### 開会時間

午前9時30分から

※ただし、20日(木)のみ午後1時開会となります。

## 「虐待かもしれない?」と感じたら、迷わずご連絡ください

虐待はあなたの身近で起こっているかもしれません。「虐待かもしれない?」と感じたら、迷わず次の窓口までご一報ください。相談内容や情報源の秘密は守られます。たとえ調査の結果虐待でなかったとしても、情報提供者の責任が問われることはありません。

### ●児童虐待の場合は

通告受付窓口	電話番号	受付時間
中央児童・障害者相談センター	052-961-7250	月曜～金曜日 午前9:00～午後5:15
子育て支援課(清洲庁舎)	052-400-2911(代)	月曜～金曜日 午前8:30～午後5:15

### ●高齢者虐待の場合は

相談窓口	電話番号	受付時間
高齢福祉課(清洲庁舎)	052-400-2911(代)	月曜～金曜日 午前8:30～午後5:15
清須市地域包括支援センター	052-409-9010	月曜～金曜日 午前8:30～午後5:15

※緊急時は時間外・休日可。生命の危機があると考えられる時は、すぐに110番へ通報をお願いします。

## 愛知県からのお知らせ 愛知県師勝保健所が移転します!

愛知県師勝保健所の移転及び名称変更に伴い、電話番号・ファックス等の連絡先が変更となりますので、お間違えのないようご注意ください。

**移 転 先** 清須市春日老人福祉センター3階  
【所在地】  
〒452-0961 清須市春日振形129番地  
電話 052-401-2100(代表) FAX 052-401-2113

**名称変更** 愛知県師勝保健所 から 愛知県清須保健所 へ変更

**移 転 日** 4月1日(火) ※取扱業務は、これまでどおり変更ありません。

**問 合 せ** 愛知県師勝保健所 電話 0568-23-5811(代表) ※3月31日(月)まで



## 清須の桜のご案内

春の清洲城、パワースポットで人気の織田信長公銅像と濃姫銅像がある清洲公園では、毎年桜が咲き誇ります。

特に清洲城大手橋上流の桜並木は桜のトンネルとなり、満開の時期は絶好の花見スポットとなります。街灯に照らされた夜桜も風情があり、清洲城天主閣からの川面に写る桜の眺めもお勧めです。

3月29日(土)からは屋台も出て、大変多くの方で賑わいます。清須の桜をぜひお楽しみください。

なお、清洲公園・古城跡公園内でのバーベキュー等火気の使用は禁止されています。



清洲公園の桜



## 春の臨時営業のご案内

清洲城及び清洲ふるさとのやかたは、3月24日(月)・31日(月)、4月7日(月)・28日(月)も休まず開館します。



五条川沿いの桜並木

■問合せ 産業課(本庁舎)



## 平成26年度 尾張市町交通災害共済 加入募集のお知らせ

道路上での自転車自損事故やバイク・自動車と衝突してケガをするなど、近年身近なところで交通事故が起きています。万が一に備えて交通事故で負傷した場合、治療日数により見舞金が支払われる交通災害共済に家族そろって加入しましょう。

平成26年4月1日現在、清須市に住所を有する方は、どなたでも一人500円で加入できます。

前年度に加入されていた世帯の方には、3月上旬頃に加入申込書を郵送しますので必要事項を記入のうえ、防災行政課(本庁舎)、西枇杷島支所、清洲支所、春日支所又は指定金融機関で会費を添えてお申込みください。

また、初めて加入される方も、防災行政課及び各支所において加入申込書を発行しますので、この機会にぜひご加入ください。

なお、見舞金の請求には必要書類等の提出が必要です。詳細は広報清須3月号に同封の折り込みチラシをご覧ください。

■問合せ 防災行政課(本庁舎)